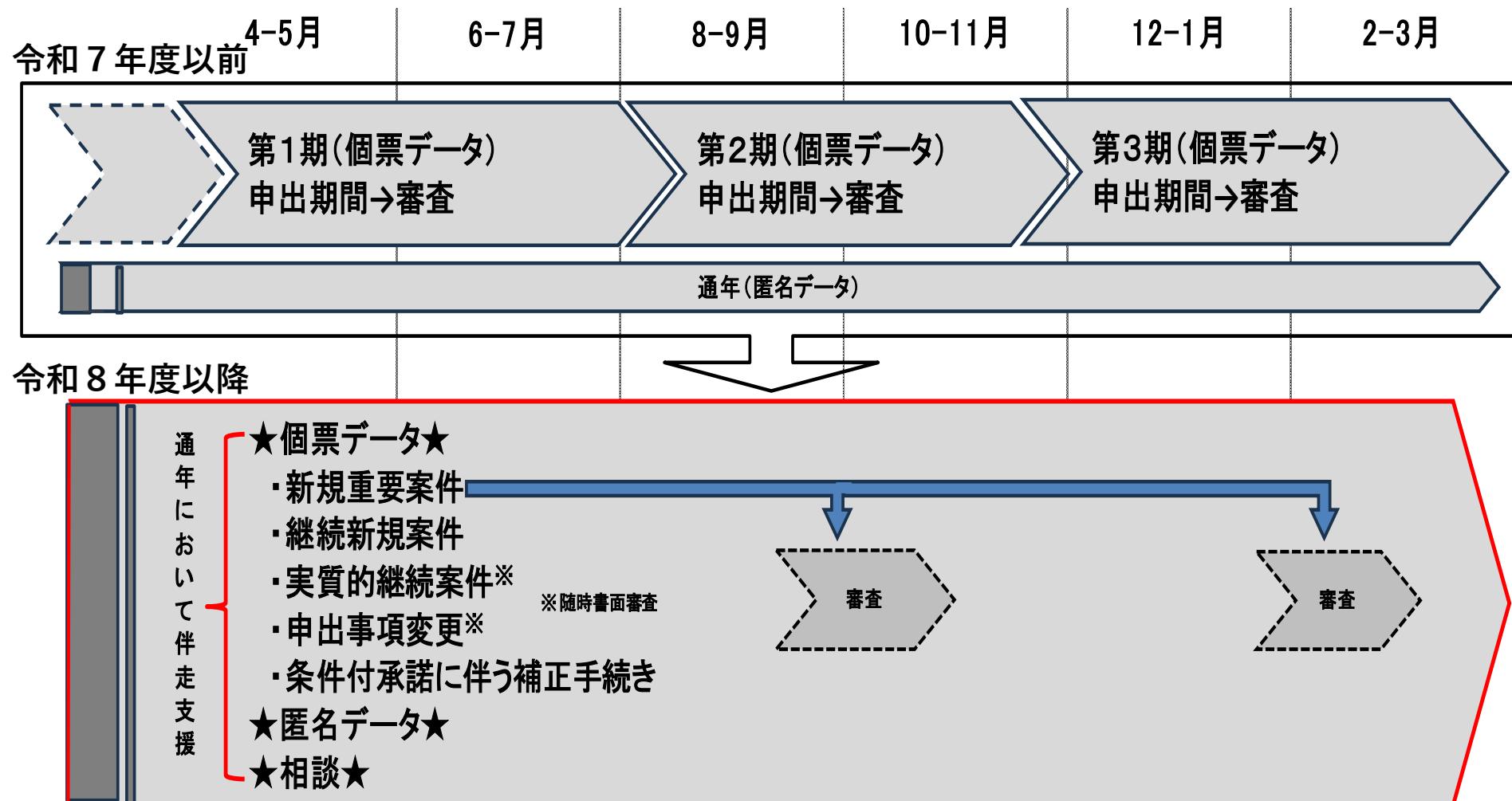


令和8年度以降の貸与手続きの改善について

資料2

● 「全国学力・学習状況調査」の集計結果データの貸与手続きに関する年間スケジュール



【改善点】

- ・申出受付の通年化
- ・継続新規案件の手続き簡素化及び補正手続きの導入（有識者会議の書面審査も活用）
- ・新規申出案件、申出事項変更対応など、よりきめ細かに相談対応（伴走支援）

【用語の説明】

➤ 新規重要案件

有識者会議での審査

- ・全くの新規申出
- ・申出者が同じであっても、新規で研究テーマを立てた場合
- ・研究テーマが同じであっても、体制等に大幅な変更が生じた場合 等

➤ 繼続新規案件

有識者会議での審査

(書面審査を含む)

貸与期限を迎える、その後も継続して貸与を受けたい時、申出内容について、有識者会議の審査を要する変更がある場合の申出

➤ 実質的継続案件

有識者会議で報告

貸与期限を迎える、その後も継続して貸与を受けたい時、申出内容について、全く変更がない場合、もしくは変更があっても、有識者会議の審査を要しない変更の場合の申出

➤ 申出事項変更

変更内容による

ガイドライン（個票データ編）の第7貸与後の申出書記載事項の変更（1）（2）に依拠

➤ 条件付き承諾に伴う補正手続き 文部科学省で確認

条件付き承諾の場合に、申出者は出された条件に従って修正を行って再提出したもの

「全国学力・学習状況調査」の集計結果データの貸与に係るガイドライン

（個票データ編）（令和7年10月28日一部改定）（抄）

第7 貸与後の申出書記載事項の変更

（1）有識者会議の審査を要しない変更

文部科学省による承諾がなされた申出書に係る記載事項について、次の①から④までの変更が生じた場合、記載事項変更届出書により、直ちに文部科学省に届け出るものとする。この場合、有識者会議の審査は要しない。

- ① 申出者及び利用者の連絡先等に変更が生じた場合
- ② 申出者及び利用者の姓に変更が生じた場合
- ③ 申出書に記載された利用者の一部を除外する場合
- ④ その他、申出内容の基本的な方針に影響を及ぼさないような微細な変更

（2）有識者会議の審査を要する変更

文部科学省による承諾がなされた申出書に係る記載事項について、次の①から⑤までの変更が生じた場合には、有識者会議において再度審査を行うものとし、申出者は、申出事項変更依頼書により変更の申出を行うものとする。当該依頼の審査は第5の2の審査基準に準拠して行い、その承諾・不承諾について第6の1の取扱いに準じて申出者に通知する。

なお、第7に規定するもの以外の変更が生じた場合には、改めて新規での利用申出を行うこととする。

- ① 利用者の利用場所を変更する場合
- ② 利用者を追加する場合
- ③ 個票データを追加する場合
- ④ 特定の学校又は設置管理者を対象とする研究等を追加する場合、又は特定の学校若しくは設置管理者を対象とする研究等において学校又は設置管理者を設定し若しくは変更する場合
- ⑤ ①から④まで以外で審査を要する変更がある場合